

岐阜県農業法人協会規約

（目 的）

第1条 この協会は、岐阜県内の農業を営む法人（以下、「農業法人」という）等が自主的に相集い、公益社団法人日本農業法人協会と連携しながら、農業法人等の総合的な経営改善と健全なる発展、岐阜県農業・農村の発展と県民生活の向上に寄与することを目的とする。

（名称ならびに所在地）

第2条 この協会は、「岐阜県農業法人協会（公益社団法人日本農業法人協会岐阜県支部）」（以下、「協会」という）と称し、事務局を一般社団法人岐阜県農業会議内に置く。

（事 業）

第3条 この協会は、第1条の目的達成のため、次の事業を行う。

- （1）健全な経営発展・強化のための会員相互・異業種等との交流
- （2）経営者能力の向上・発展のための塾・セミナー等の開催
- （3）地域農業の振興にかかる活動
- （4）公益社団法人日本農業法人協会との連携
- （5）その他目的の達成に必要な事項

（会 員）

第4条 この協会の会員は、次の者とする。

- （1）正会員 本協会の目的に賛同し、農業を営む法人
- （2）賛助会員 本協会の事業を賛助するために入会した団体等

（加入および脱退）

第5条 この協会に加入する者は、別に定める加入申込書を提出し、脱退しようとする者は書面をもって届け、理事会の承認を得なければならない。

ただし、第11条に定める会費を2年以上滞納した者は脱退した者とみなす。

（役 員）

第6条 この協会に、次の役員を置く。

- （1）会長 1名
 - （2）副会長 3名
 - （3）理事 9名以内
 - （4）監事 2名
- 2 役員は、総会において会員の中から選任する。
 - 3 役員の任期は、3年とする。ただし、再任を妨げない。
 - 4 会長は、この協会の業務を総括し、協会を代表する。
 - 5 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、これを代理する。

6 監事は、この協会の会計を監査する。

(顧問および相談役)

第7条 この協会に顧問および相談役を置くことができる。

2 顧問および相談役は、会長の諮問に応じ意見を述べることができる。

(総 会)

第8条 総会は、毎年1回会長が召集する。ただし、必要に応じ、臨時に総会を開くことができる。

2 総会の議長は会長とする。

3 総会の議事は出席会員の過半数をもって決し、可否同数の時は、議長の決するところによる。

4 次の事項は、総会の議決または承認を得なければならない。

(1) 事業計画および収支予算に関する事項

(2) 事業報告および収支決算に関する事項

(3) 規約の変更に関する事項

(4) その他重要事項

(理 事 会)

第9条 理事会は、会長が召集する。

2 理事会は、この協会の円滑な運営に必要な事項を協議する。

(経 費)

第10条 この協会の経費は、会費およびその他の収入をもってあてる。

(会 費)

第11条 この協会の会員は、年会費を納入しなければならない。

2 この協会の会費は、正会員は年額10,000円、賛助会員は年額30,000円とする。

(会 計 年 度)

第12条 本会の会計年度は、毎年4月1日から3月31日までとする。

(そ の 他)

第13条 この規約に定めるもののほか、この協会の運営にあたって必要とする事項は会長が定める。

附 則

1. この規約は、平成8年12月2日から施行する。

2. 協会初年度の会計期間は、平成8年12月2日から平成9年3月31日までとする。

3. この規約は、平成11年6月24日から施行する。

4. この規約は、平成14年7月1日から施行する。

5. この規約は、平成23年3月1日から施行する。

6. この規約は、平成24年6月29日から施行する。

7. この規約は、平成26年6月10日から施行する。

8. この規約は、平成28年6月29日から施行する。
9. この規約は、平成30年11月21日から施行する。
10. この規約は、令和7年7月17日から施行する。
11. この規約は、令和8年7月31日から施行する。

内規「本協会の加入要件について」

この協会の正会員となろうとする者が入会する場合、以下各号に掲げる条件を満たすことを加入要件とする。

- 一 本協会の目的に賛同すること
- 二 本県に本社を置き、主として本県において農業を営んでいること
- 三 経営面積が概ね10ha以上、又は直近3年間の農業及び農業関連事業売り上げが概ね年間2,000万円以上であること
- 四 2会員以上からの推薦を受けること
- 五 暴力団員・暴力団準構成員・総会屋等の反社会的勢力に該当せず、かつ将来にわたって該当しないこと

また、加入申込書を提出する場合には、登記簿謄本（全部事項証明）を添付し、事業内容を明らかにしなければならない。

附則

本内規は、平成30年6月25日から施行する。